

令和6年7月17日

西部中学校保護者様

春日井市立西部中学校長  
川地正晃

「非常時における生徒の登下校について」の改訂

盛夏の候、保護者の皆様には、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。日頃は、本校の教育活動に対して、ご理解・ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、令和6年4月18日付で「非常時における生徒の登下校について」をホーム&スクールなどで配付させていただきましたが、以下のように改訂いたします。ご家庭でもお子さんにご確認いただき、非常時に備えていただきますようお願いいたします。

※網掛け部分が改定された部分となります。

- 1 春日井市において「震度5弱」以上の地震が発生した場合、および「南海トラフ地震に関する情報（臨時）」に伴い、自宅待機等の指示がでた場合
  - (1) 生徒の登校前  
学校や通学路等の安全が確認されるまで自宅等で待機させてください。
  - (2) 生徒の登校後  
通学路など、学校の周囲の安全を確認した上で帰宅させます。通学路の通行が危険と思われる時などは、生徒を校内の安全な場所で一時待機させます。
  
- 2 「愛知県全域」「尾張東部」「春日井市」に「特別警報」または「警戒レベル4以上」が発表された場合
  - (1) 生徒の登校前
    - ① 午前7時の時点で「特別警報」「警戒レベル4以上」が発令されている場合は、休校となります。その日のうちに解除されても、登校させないでください。
    - ② 解除後の授業再開日時については、ホーム&スクール・ホームページでお知らせします。
  - (2) 生徒の登校後
    - ① 午前7時から本校の始業時間までに「特別警報」「警戒レベル4以上」が発令された場合も休校です。この場合、生徒がすでに登校してしましたら、「学校待機」とします。状況によっては、安全を確認の上、教師引率のもと集団で下校させる場合もあります。その場合は、ホーム&スクール・ホームページでお知らせします。
    - ② 授業中に「特別警報」「警戒レベル4以上」が発令された場合、即時に授業等を中止し、生徒を校内の安全な場所で待機させます。その後、「特別警報」「警戒レベル4以上」が解除されても、災害の状況及び気象、通学路の状況等から、生徒の帰宅が困難と認められるときは、引き続き校内に待機させ、生徒の安全を確保します。解除後、安全の確認ができた場合は、ホーム&スクール・ホームページで、ご連絡させていただく時間に、保護者への「引き渡し」や教師引率のもと集団で下校をさせます。

### 3 「愛知県全域」「尾張東部」「春日井市」に「暴風警報」が発令された場合

午前7時の時点で <b>暴風警報が発令されていない・解除された</b> 場合 ・平常通り授業を行います。部活動や委員会等も行います。
午前7時を過ぎても <b>暴風警報が発令されている</b> 場合 ・登校しません。家庭学習を行ってください。
午前11時までに <b>暴風警報が解除された</b> 場合 ・5時間目(午後)から授業を行います。家で昼食を済ませ、13時15分までに登校してください。
午前11時を過ぎても <b>暴風警報が発令されている</b> 場合 ・学校はお休みになります。警報が解除されるまで、自宅で待機してください。 ・解除されても、強風や冠水など危険な状況の場合は、外出を控えてください。
学校にいるときに <b>暴風警報が発令された</b> 場合 ・安全に下校できると判断した場合は、その時点で速やかに下校させます。 帰りのST後に <b>暴風警報の発令が予想される</b> 場合 ・安全に下校できると判断した場合は、部活動や委員会などはせず下校させます。 ※安全に下校できないと判断した場合は、校内の安全な場所で待機させます。その場合は、ホーム&スクール・ホームページでお知らせします。

※事前に給食中止の連絡をしていて、午前7時までに暴風警報が解除されたときは学校に備蓄してある非常用給食を提供します。非常用給食の量に不安があるときは、追加でお弁当を持参することも可能です。特に連絡の必要はありません。事前に給食中止の連絡がなかった場合は、給食が提供されます。

※アレルギーがある等の理由により非常用給食を食べられないときは、お弁当を持参させてください。その場合、必ず学校へ連絡をしてください。

### 4 Jアラート配信時の対応について

(1) 対象地域に愛知県が含まれない場合は、通常通り授業を行います。

(2) 対象地域に愛知県が含まれる場合

#### ① 生徒の登校前

学校や通学路等の安全が確認されるまで自宅等で待機させてください。解除後の授業の再開日時については、ホーム&スクール・学校ホームページでお知らせします。

#### ③ 生徒の登校後

Jアラート解除後の下校は、必要に応じて通学路など、学校の周囲の安全を確認した上で帰宅させます。通学路の通行が危険と思われる時などは、生徒を校内の安全な場所で一時待機させます。

### 5 「暴風警報」「特別警報」「警戒レベル4以上」が発令されていなくても、大雨などの異常気象によって安全確保が困難と予想される場合

(1) 学校周辺の災害状況等を踏まえて判断し、休校や授業中止とすることもあります。

(2) 雨の降り方や道路の冠水を確認し、安全に登校できないと判断される場合は、登校させないでください。その場合は必ず学校へ連絡してください。